

米子市商店街空き店舗活用支援事業補助金

令和8年4月1日 米子市経済部商工課

商店街の空き店舗を、飲食店やコミュニティスペースなどの滞在型施設として活用するため、空き店舗の所有者や、空き店舗に入居する事業者に対して、トイレや手洗いなどの給排水設備を新たに整備する費用の一部を補助します。

補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業を行う方が交付対象です。このほかにも要件がありますので、本補助金の活用をご検討される場合は、下記担当までご相談ください。

<対象者>

- 空き店舗の所有者または入居する事業者

<対象物件>

- 元町通り商店街及び、本通り商店街の通り（裏面参照）に面している空き店舗
- 概ね1年以上、店舗として利用されていない物件

<対象事業>

- 空き店舗を、来店者が滞在できる形態の施設として活用するため、トイレや手洗いなどの給排水設備の新設または増設を伴う改修を行うこと。
- 商店街の通りに対して店先を構え、来店者のための出入り口を設けること。
- 補助事業の完了後、6か月以内に出店または営業を開始し、3年以上継続する事業計画を有すること。
- 令和9年2月10日までに実績報告できる事業であること。

補助対象経費・補助額

<補助対象経費>

- 給排水設備本体及び当該給排水設備本体の設置に伴い必要となる部材等に係る経費
- 給排水設備及び当該給排水設備を設置することに伴う個室、壁等の設置に係る経費

<補助金額>

補助対象経費（税抜）の2/3（上限50万円まで。）

留意事項

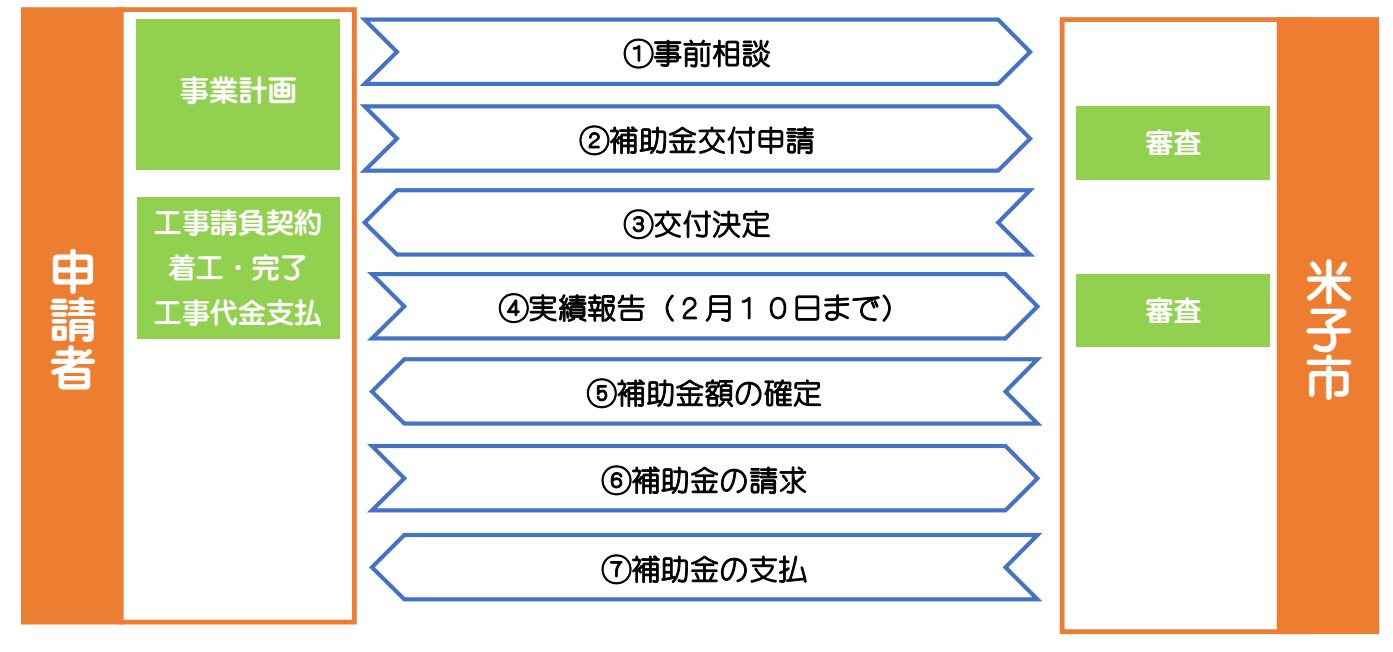
- 本補助金を活用される方は、計画されている段階で事前にご相談ください。すでに事業着手されたものや、事前相談なく申請された案件は補助の対象になりません。
- 給排水設備の設置工事は、米子市上下水道局が指定する給水装置工事事業者及び、排水設備指定工事店が行うものに限りです。
- DIYで実施する場合の経費は対象になりません。
- 国、他の地方公共団体その他の団体から金銭の交付を受ける場合、その対象経費は本補助金の対象経費から除きます。
- 本補助金の交付を受けられるのは、一の補助事業者につき1回までです。
- 本補助金の交付目的に鑑みて、補助事業者は、補助事業を実施する場所に該当する商店街振興組合等に対し、当該事業の実施計画について予め説明を行うよう努めてください。
- 補助金の交付は予算の範囲内とし、年度途中に受付を終了する場合があります。

補助対象エリア

以下の赤線の通りに面する空き店舗が補助対象です。



交付の流れ



申請・お問合せ先

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所本庁舎 2階
米子市経済部商工課 商工振興担当
(電話:0859-23-5219 E-mail:shoko@city.yonago.lg.jp)